

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。  
中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

## H&H 中国最新法令情報

No.52

2017年7月4日

「H&H中国最新法令情報」(No. 52)をお送りします。

本号の《主要法令》では、2017年3月1日から4月30日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、「外国人来華就業許可の新制度」を取り上げました。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

### 目次

■ 主要法令(3~4月) .....	2
【法律】 .....	2
中華人民共和国民法総則 .....	2
【行政法規】 .....	2
一部行政法規の修正及び廃止に関する決定 .....	2
【部門規章】 .....	3
企業投資プロジェクト審査認可及び届出管理弁法 .....	3
「外国人の中国における就業管理規定」の改正に関する決定 .....	3
外国人来華就業許可制度の全面的実施に関する通知 .....	4
外国人来華就業許可サービスガイドライン（暫行） .....	4
「外商投資民用航空業規定」の補充規定（六） .....	4
自動車販売管理弁法 .....	5
企業登記全過程電子化業務の推進に関する意見 .....	5
■ 中国法務「基本のき」 .....	6

## 主要法令(3~4月)

## 【法律】

## ■ 中华人民共和国民法总则

[发布部门] 全国人民代表大会

[发布文号] 主席令第 66 号

[发布日期] 2017 年 3 月 15 日

[实施日期] 2017 年 10 月 1 日

[概要]

中国计划在 2020 年之前完成《民法典》的编撰，基于现行的《民法通则》及其他法律法规，制定了作为《民法典》第一篇的《民法总则》。

《民法总则》由共计 11 章、206 条构成，对民法的基本原则、民事主体、民事权利、民事法律行为、民事责任及诉讼时效等作出了规定。

关于企业交易，应注意诉讼时效（日本的消灭时效）①由 2 年延长为 3 年，②其起算点由“知道或者应当知道侵权之日”修改为“知道或者应当知道权利受到损害以及义务人之日起”。另外，引起关注的是追加了关于个人信息保护、数据、“网络虚拟财产”保护的规定。

另外，现阶段并未废止《民法通则》，与《民法总则》存在不一致时，优先适用《民法总则》的规定。

[法令原文] [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/15/content\\_2018907.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm)

## ■ 中華人民共和國民法總則

[發布部門] 全國人民代表大會

[發布番号] 主席令第 66 号

[發布期日] 2017 年 3 月 15 日

[實施期日] 2017 年 10 月 1 日

[概要]

中国は、2020 年までに「民法典」の編纂を完成することを計画としており、現行の「民法通则」その他の法令を踏まえて、「民法典」の第一編にあたる「民法総則」を制定した。

「民法総則」は全部で 11 章、206 条により構成され、民法の基本原則、民事主体、民事権利、民事法律行為、民事責任及び訴訟時効等について規定している。

企業取引に関しては、訴訟時効（日本の消滅時効）が、①2 年から 3 年に延長され、②その起算点が「権利の侵害を知り又は知り得た日」から「権利が侵害されたこと及び義務者を知った又は知るべきであった日」に改正されたことに留意すべきである。また、個人情報保護、データ、「ネットワーク仮想財産」の保護に関する規定が追加されたことも注目される。

なお、現段階では「民法通则」は廃止されていない。「民法総則」との間に齟齬がある場合は、「民法総則」の規定が優先適用される。

## 【行政法規】

## ■ 关于修改和废止部分行政法规的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国务院令第 676 号

[发布日期] 2017 年 3 月 1 日

[实施日期] 2017 年 3 月 1 日

[概要]

本決定修改了 36 部行政法規，廢止了 3 部行政法規。

关于外商投资，应注意《中华人民共和国中外

## ■ 一部行政法規の修正及び廃止に関する決定

[發布部門] 國務院

[發布番号] 國務院令第 676 号

[發布期日] 2017 年 3 月 1 日

[實施期日] 2017 年 3 月 1 日

[概要]

本決定は、36 の行政法規を修正し、3 つの行政法規を廃止したものである。

外商投資に関しては、「中華人民共和國中外合作

合作经营企业法实施细则》第 44 条及第 45 条规定的取消外国投资者回收投资前的在财政税务机关的审批手续。

「經營企業法實施細則」について、第 44 条及び第 45 条に規定されていた、外国投資者が投資を回収する前の財政稅務機關の審査認可手続を取消した点が注目される。

[法令原文] [http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/21/content\\_5179305.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/21/content_5179305.htm)

### 【部門規章】

#### ■ 企业投资项目核准和备案管理办法

[发布部门] 国家发展和改革委员会

[发布文号] 国家发展和改革委员会令 第 2 号

[发布日期] 2017 年 3 月 8 日

[实施日期] 2017 年 4 月 8 日

[概要]

本“办法”对于 2016 年 11 月制定的《企业投资项目核准和备案管理条例》项下的行政审批及备案手续作出了详细规定。

基于本“办法”，对关系国家安全、涉及全国重大生产力布局、战略性资源开发和重大公共利益等项目，实行核准制度。其他项目实行备案制度。实行核准制度的具体项目范围、管辖的核准机关及其权限，由国务院颁布的《政府核准的投资项目目录》确定。

#### ■ 企業投資プロジェクト審査認可及び届出管理弁法

[發布部門] 國家發展和改革委員會

[發布番号] 國家發展和改革委員會令 第 2 号

[發布期日] 2017 年 3 月 8 日

[實施期日] 2017 年 4 月 8 日

[概要]

本「弁法」は、2016 年 11 月に制定された「企業投資プロジェクト審査認可及び届出管理条例」に基づく行政審査認可及び届出手続の詳細を規定するものである。

本「弁法」によると、国家安全、全国的に重大な生産力の配置、戦略的な資源開発及び重大な公共利益等に関するプロジェクトについては審査認可制が実施され、それ以外のプロジェクトについては届出制が実施される。審査認可制が実施される具体的なプロジェクトの範囲、管轄する審査認可機関とその権限は、國務院が公布する「政府による審査認可投資プロジェクト目錄」により確定される。

[法令原文] [http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201703/t20170322\\_841714.html](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201703/t20170322_841714.html)

#### ■ 关于修改《外国人在中国就业管理规定》的决定

[发布部门] 人力资源社会保障部

[发布文号] 人力资源和社会保障部令 第 32 号

[发布日期] 2017 年 3 月 13 日

[实施日期] 2017 年 3 月 13 日

[概要]

在本“决定”中，为了将《外国人在中国就业管理规定》规定的“职业签证”与《外国人入境出境管理条例》中的用语进行统一，修改为“Z 签证”，并且，简化了“Z 签证”的取得手续。

#### ■ 「外国人の中国における就業管理規定」の改正に関する決定

[發布部門] 人力資源和社会保障部

[發布番号] 人力資源和社会保障部令 第 32 号

[發布期日] 2017 年 3 月 13 日

[實施期日] 2017 年 3 月 13 日

[概要]

本「決定」は、「外国人の中国における就業管理規定」が規定する「職業ビザ」を「外国人出入国管理条例」の用語と統一するために「Z ビザ」に修正した。また、「Z ビザ」の取得手続を簡素化している。

[法令原文] [http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/flfg/gz/201703/t20170315\\_267970.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/flfg/gz/201703/t20170315_267970.html)

■ 关于全面实施外国人来华工作许可制度的通知

[发布部门] 国家外国专家局、人力资源社会保障部、外交部、公安部

[发布文号] 外专发〔2017〕40号

[发布日期] 2017年3月28日

[实施日期] 2017年4月1日

[概要]

自2016年10月1日起至2017年3月31日为止的期间，在部分区域就外国人在华就业许可试行了《外国人来华工作许可制度试点实施方案》。本“通知”是对自2017年4月1日起在全国范围内实施该新制度进行通知。作为本“通知”的附件，颁布了“外国人来华工作分类标准（试行）”。

详见下述“基本のき”。

[法令原文] <http://www.safea.gov.cn/content.shtml?id=12749533>

■ 外国人来华工作许可服务指南（暂行）

[发布部门] 国家外国专家局

[发布文号] 外专发〔2017〕36号

[发布日期] 2017年3月29日

[实施日期] 2017年4月1日

[概要]

本“指南”对外国人就业许可申请文件及手续等作出了规定，可以确认申请各类就业许可所需文件、手续等。

[法令原文] <http://www.safea.gov.cn/content.shtml?id=12749534>

■ 《外商投资民用航空业规定》的补充规定(六)

[发布部门] 交通运输部

[发布文号] 交通运输部令2017年第6号

[发布日期] 2017年4月1日

[实施日期] 2017年5月1日

[概要]

■ 外国人来華就業許可制度の全面的実施に関する通知

[発布部門] 国家外国専門家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部

[発布番号] 外專発〔2017〕40号

[発布期日] 2017年3月28日

[実施期日] 2017年4月1日

[概要]

2016年10月1日から2017年3月31日までの期間、一部地域で外国人の中国での就業許可について「外国人来華就業許可制度試点实施方案」が試行された。本「通知」は、この新制度を2017年4月1日から全国で実施することを通知したものである。本「通知」の別紙として、「外国人来華就業分類基準（试行）」が公布されている。

詳細については、下記「基本のき」をご参照ください。

■ 外国人来華就業許可サービスガイドライン（暂行）

[発布部門] 国家外国専門家局

[発布番号] 外專発〔2017〕36号

[発布期日] 2017年3月29日

[実施期日] 2017年4月1日

[概要]

本「ガイドライン」は、外国人の就業許可の申請書類及び手続等を規定したもので、各就業許可の申請に必要な書類、手続等を確認することができる。

■ 「外商投資民用航空業規定」の補充規定(六)

[発布部門] 交通運輸部

[発布番号] 交通運輸部令2017年第6号

[発布期日] 2017年4月1日

[実施期日] 2017年5月1日

[概要]

基于本“规定”，在自由贸易试验区内外资独资企业可以从事航空运输销售代理企业、航空货运仓储、地面服务、航空食品、停车场业务。另外，关于民用飞机维修业务，取消由中方控股的限制。

[法令原文] [http://zizhan.mot.gov.cn/zfxgk/bnssj/zcfgs/201704/t20170425\\_2195166.html](http://zizhan.mot.gov.cn/zfxgk/bnssj/zcfgs/201704/t20170425_2195166.html)

#### ■ 汽车销售管理办法

[发布部门] 商务部

[发布文号] 商务部令 2017 第 6 号

[发布日期] 2017 年 4 月 5 日

[实施日期] 2017 年 7 月 1 日

[概要]

本“办法”废止了 2005 年施行的《汽车品牌销售管理实施办法》规定的“品牌销售”的限制，弱化了关于销售条件、零部件供应、售后服务等的汽车生产商的权限，加强了对经销商的保护。

《汽车品牌销售管理实施办法》自本“办法”的施行日 7 月 1 日起废止。

[法令原文] <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201704/20170402557616.shtml>

#### ■ 关于推行企业登记全程电子化工作的意见

[发布部门] 工商行政管理总局

[发布文号] 工商企注字〔2017〕43 号

[发布日期] 2017 年 4 月 10 日

[实施日期] 2017 年 4 月 10 日

[概要]

本“意见”决定：关于各类企业登记，在保留一直以来的窗口登记手续的同时，2017 年 10 月底前在全国范围内实施设立、变更、备案、注销等登记的在线化。

另外，有条件的地方关于企业登记的整个过程逐步实施无纸电子化登记。

[法令原文] [http://www.saic.gov.cn/zw/zcfg/gzjw/201704/t20170412\\_261170.html](http://www.saic.gov.cn/zw/zcfg/gzjw/201704/t20170412_261170.html)

本「規定」により、自由貿易試験区内においては、外資独資企業が航空運輸販売代理企業、航空貨物運送倉庫、地上サービス、航空食品、駐車場事業に従事することができることになった。また、民用航空機整備事業については中国側による支配の制限が撤廃された。

#### ■ 自動車販売管理弁法

[発布部門] 商務部

[発布番号] 商務部令 2017 年第 1 号

[発布期日] 2017 年 4 月 5 日

[実施期日] 2017 年 7 月 1 日

[概要]

本「弁法」は、2005 年に実施された「自動車ブランド販売管理実施弁法」に基づく「ブランド販売」の規制を廃止して、販売条件、部品供給、アフターサービス等に関する自動車メーカーの権限を弱め、販売代理店の保護を強化している。

「自動車ブランド販売管理実施弁法」は本「弁法」が実施される 7 月 1 日をもって廃止される。

#### ■ 企業登記全過程電子化業務の推進に関する意見

[発布部門] 工商行政管理総局

[発布番号] 工商企注字〔2017〕43 号

[発布期日] 2017 年 4 月 10 日

[実施期日] 2017 年 4 月 10 日

[概要]

本「意見」は、各種企業登記について、これまでどおり窓口での登記手続を存続すると同時に、2017 年 10 月末までに設立、変更、届出、抹消等の登記のオンライン化を全国的に行うとしている。また、条件が整った地方から、企業登記の全過程についてペーパーレス電子化登記を段階的に実施するとしている。

【劉楠、臧晶】

## 中国法務「基本のき」

## 外国人来華就業許可の新制度

【ご質問】 外国人が中国で就業する場合について、新しい制度が施行されたと聞きました。その概要を教えてください。

外国人の中国での就業に関しては、2016年10月1日から2017年3月31日までの期間、北京、天津、河北、上海、安徽、山東、広東、四川、寧夏などの地域で「外国人来華就業許可制度試点実施方案」が試行されました。

その結果を受けて、2017年3月28日、国家外国専門家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部は共同で「外国人来華就業許可制度の全面的な実施に関する通知」（以下「実施通知」という）及びその別紙として「外国人来華就業分類基準（試行）」（以下「就業分類基準」という）を公布しました。同時に、「外国人来華就業許可サービスガイドライン（暫行）」（以下「就労許可ガイドライン」という）が国家外国専門家局から公布され、いずれも2017年4月1日から全国的に施行されています。

## ■ 外国人が中国で就業する場合の手続

今年3月13日に改正・施行された「外国人の中国における就業管理規定」によると、外国人が中国国内で就業する場合、以下の順序で関係手続を完了させる必要があります（「外国人の中国における就業管理規定」第11条～第17条）。

- (1) 中国側の使用者は、関係部門に外国人の就業許可証書を申請する。
- (2) 外国人は、就業許可証書とパスポートをもって、中国大使館、領事館又は領事処に就労ビザ（Zビザ）を申請する。
- (3) 中国側の使用者は、外国人の入国後15日以内に、就業許可証書、労働契約書及びパスポートをもって、関係部門に就業証を申請する。
- (4) 就業証を受領した外国人は、入国後30日以内に、就業証をもって公安機関に居留手続を申請する。

上記の就業許可証書として従前は「外国専門家来華就業許可証」と「外国人就業許可

証書」がありました。が、「実施通知」により「外国人就業許可通知」に統一され、就業が許可された場合は、オンラインシステムから「外国人就業許可通知」を印刷することが可能となりました。また、上記の就業証として従前は「外国専門家証」と「外国人就業証」がありました。が、新制度の下では「外国人就業許可証」に統一され、一人に一つの個人番号が付与されることになりました。この個人番号は生涯不変のものとなっています。なお、旧制度の下で発行された就業許可証書及び就業証は、新制度の下でも有効期間中は引き続き有効と解されており、次回の更新時に新制度に基づいて就業許可を申請することになります。

就業許可証通知及び就業許可証の申請に必要な書類は、従前と比較すると大幅に削減されました。新制度の下では、パスポート及び電子写真のほか、外国人来華就業許可申請表、労働契約又は在任証明、就業資格履歴証明、健康診断証明、無犯罪記録証明、最高学位（学歴）証書、有効ビザなどが必要とされています。

#### ■ 来華就業外国人の分類管理

「実施通知」と同時に施行された「就業分類基準」及び「就労許可ガイドライン」は、来華就業外国人を外国高級人材（A類）、外国専門人材（B類）、その他の外国人員（C類）に分類して管理することとしています。

外国高級人材（A類）とは、中国の発展に必要となる科学者、技術の指導的人材、国際起業家、専門特殊人材等、又はポイントの累計が外国高級人材の基準（85点）を満たす者をいいます。このA類に該当する人材については、年齢及び職歴に制限がありません。

外国専門人材（B類）とは、「外国人来華就業指導目録」（これはまだ制定されていない）及び職位の需要に合致し、年齢が60歳を超えないこと、且つ学士以上の学位及び2年以上の関係業務経験を有することという条件に合致することが必要です。しかし、確かに必要があり、且つ革新的事業の起業人材、専門技能人材、ポイント累計が外国専門人材基準（60点）を超える者等の場合は、年齢、学歴又は職歴等の制限が緩和されることがあります。

外国普通人員（C類）とは、中国国内労働力市場の需要を満たすために、国の政策規定に合致する者をいいます。このC類は、研修生、家政婦、遠洋漁業等の単純労働者を対象とするものですので、日系外商投資企業の日本人役員又は職員には関係がないと

思われます。

■ 今後の変更及び対応

新制度は、従前の制度と比較すると、確かに大きな変更ということが出来ます。しかし、日系外商投資企業の日本人役員及び管理者については、それほど大きな影響はないと思われます。

日系企業が中国現地法人に日本人役員及び管理者を派遣する場合、関係すると思われる主要な基準は以下のとおりです。

まず、A 類の主要な基準は以下のとおりで、いずれかに該当すれば A 類に該当します。

- ① 世界 500 位以内企業の世界又は地域の本部、国家ハイレベル新技術企業（省レベル科学部門の認定）、大型企業、国内外の中型企業<sup>1</sup>が招聘した高級管理人員もしくは技術人員、又は「外商投資産業指導目録」の奨励類及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」の小型以上の外商投資企業が招聘した董事長、法定代表者、総経理又は首席技術専門家
- ② 平均賃金収入が所在地域の前年度社会平均賃金収入の 6 倍を下回らない者
- ③ 累計ポイントが 85 点以上の者

上記②については、各地方で賃金レベルが異なりますので、当該地方の賃金レベルを参照する必要があります。

B 類の主要な基準は以下のとおりで、いずれかに該当すれば B 類に該当する人材とされます。但し、原則として 60 歳以下という年齢制限があります。

- ① 学士以上の学位を有し、2 年以上の関係業務経験を有する外国専門人材であって、国際企業が派遣した中級以上の職員、外国企業常駐代表機構の首席代表及び代表
- ② 国際的に通用する職業技能資格証書又は緊急に必要となる技能型人材
- ③ 平均賃金収入が所在地域の前年度社会平均賃金収入の 4 倍を下回らない者
- ④ 累計ポイントが 60 点以上の者

---

<sup>1</sup> 大型・中型企業の基準は、「就業分類基準」の「外国高級人材公認職業実績認定基準説明」第 19 項に定められています。これによれば、基準は業種ごとに定められており、営業収入、従業員数、資産総額等の規模に応じて、「大型」、「中型」、「小型」、「超小型」に分類されません。

上記 A 類及び B 類のポイントの基準は以下のとおりとなっています。

ポイント要素計算配分表（暫定版）

計算項目	基準	ポイント
直接資格付与	国内人材導入計画に入選した者及び国際公認の専門業績認定基準に合致する者	—
	市場指向に合致する奨励類職位基準	—
	革新的事業の起業人材及び優秀な青年人材	—
国内雇用組織が支払う年給 最高 20 点	45 万元以上	20
	35 万元以上 45 万元未満	17
	25 万元以上 35 万元未満	14
	15 以上 25 未満	11
	7 万元以上 15 万元未満	8
	5 万元以上 7 万元未満	5
	5 万元未満	0
教育を受けた程度又は職業技能資格証書の取得等 最高 20 点	博士、国際通用の最高等級職業技能資格証書又は高級技師又はこれに相当する者	20
	修士、技師又はこれに相当する者	15
	学士、高級技術者又はこれに相当する者	10
関係勤務年数 最高15点	2年を超える場合、1年増加するごとに、1ポイントを加算する	最高 20 点
	2 年	5
	2 年未満	0
年間就労時間 最高15点	年間就労時間9ヶ月以上	15
	6 ヶ月以上 9 ヶ月未満	10
	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	5
	3 ヶ月未満	0
中国語レベル 最高5点	以前中国国籍を保有したことがある外国人	5
	中国語を授業言語とする学士及びそれ以上の学位を取得した者	5
	中国語レベル試験(HSK)5級又はそれ以上に合格した者	5
	中国語レベル試験(HSK)4 級に合格した者	4
	中国語レベル試験(HSK)3 級に合格した者	3

	中国語レベル試験(HSK)2 級に合格した者	2
	中国語レベル試験(HSK)1 級に合格した者	1
就労場所 最高 10 点	西部地区	10
	東北地区等の旧工業基地	10
	国家級貧困県等の特別地区	10
年齢 最高15点	18 歳以上 25 歳以下	10
	26 歳以上 45 歳以下	15
	46 歳以上 55 歳以下	10
	56 歳以上 60 歳以下	5
	61 歳以上	0
国外のハイレベルの大学 を卒業した者又は世界ラ ンキング上位500社の企 業での業務経験を有する 者及びその他の規定条件 に合致する者 最高5点	国外のハイレベルの大学を卒業した者	5
	世界ランキング上位500社の企業での業務経験を有する者	5
	特許等の知的財産権を有する者	5
	中国において連続して5年及びそれ以上に就労した者	5
地方の奨励性加算 最高10点	地方経済社会の発展に必要で不足している特殊な人材（具体的な基準は省級外国人就労管理部門が制定する）	0 ~ 10

【渡部祐大、臧晶】

## 久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：[info@lexhh.com](mailto:info@lexhh.com)

本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。  
 本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。  
 本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。